

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

聴覚過敏があるA児が様々な雑音が耳に入る状況に置かれており、少しの音に過敏に反応したり、音のする方へ立ち歩いて確認をしたり、授業に集中できない状態であった。学級担任からはこまめな声かけがあったり、注意を何度も受けたりする状況で、学力低下や二次障害が発生する状況であった。

学年の担任団、管理職、保護者とで話し合い、A児の観察を行った上で、イヤーマフを使用することが効果的ではないかとの判断になった。

保護者が購入しA児が使用すると、初日から授業に落ち着いて取り組むことができるようになり、立ち歩きや私語等が激減した。その様子を見ていた学級の友だちが驚くほどであった。

1 対象児童の障害種

自閉症

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・通常の学級

4 学年

小4

5 対象児童の実態

A児は授業中、ほんの少しの音に敏感に反応し、よそ見をしてしまったり、時には立ち歩いて音のする方向に行き確認したりして、授業に集中できない状態である。また、授業中、話を聞かず、前後左右の友だちに話しかけることがある。更に、独り言を言ったり、鼻歌を歌ったりするなど、学習に向かう姿勢ができておらず、担任が授業に向かうように個別に言葉かけをしている状況である。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

学級担任から、A児への指導に関する相談があり、学年の担任団、特別支援教育コーディネーター、管理職とで話し合いを持ち、併せて観察による実態把握を行った。

保護者へ状況を伝え、学校での様子を参観してもらった。

保護者との話し合いで、保護者よりA児の状況を見る中で、授業に集中して取り組めるようになってほしいとの要望があった。

配慮内容については、感覚過敏があると考え、特に聴覚の分野での過敏があるのではないかと予想をした。A児には我々が想像する以上の様々な音が入っており、絶えず雑音が聞こえている状況になっていると考えた。

雑音を抑える手立てが必要であるとの考えから配慮内容を検討し、教頭より「イヤーマフ」の使用についての提案があった。

ただし、A児は触刺激の感覚過敏があるかもしれないため、イヤーマフの使用をA児が受け入れることができるかが不明であった。そこで、教頭より、製品を扱っている業者へ連絡をし、試して使うことができないかとの依頼をしたが、貸し出すことが難しいとの回答であった。保護者と話し合った結果、保護者が購入することとなった。

7 基礎的環境整備の視点と概要

特に無し

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
A児には感覚過敏があると予想し、特に聴覚分野での過敏の課題が大きいと判断した。イヤーマフを使用することが効果的であると考え、購入し試しに使用することとなった。イヤーマフを使用することで、ある程度の雑音が遮断されたことが功を奏し、イヤーマフ使用初日から授業中一度も立ち歩くことがなくなった。さらに喋りだすことや、鼻歌がなくなり、さらに学習活動に参加できるようになった。A児のこの状況を見た学級の児童が驚くほど顕著に効果が表れた。
合理①-2-3 心理面・健康面の配慮
A児が学習活動に集中して取り組むことができるようになったことで、学級担任からの声かけや注意や指導が最小限となった。絶えず注意や声かけがあるというストレスがなくなり、A児の心理的負担が激減した。

9 成果と課題

<成果> 聴覚過敏の課題がある人にとってイヤーマフの使用による効果が顕著に表れた。 頻繁に声かけや注意を受けていたことの心理的負担が激減した。 友だちのA児に対する見方が変わり、A児の二次障害を防ぐことができた。 <課題> 感覚過敏が課題である人にとって、イヤーマフのように試して使うことができない状況では保護者等の金銭的負担が大きくなる可能性がある。
--